

平成23年度 事務事業評価シート（平成22年度実績分）

事務事業名		鳥獣被害緊急対策事業		部課コード	2720	予算事業科目	010601030197	事	単	区	分	続	続
所 管 部 署	担当部局	農林水産部		部長名(2次評価者)	水口俊智		個別 事務	全部	010601030197	-			
	担当部署	農林水産課		所属長名(1次評価者)	狩場 信壽			-					
	電話番号	088-823-9458		E-mail	kc-270200@city.kochi.lg.jp			-					

1 事業の位置付け

予算科目(平成23年度)		高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	04 地産の環	政策基本方針	旧鏡村・土佐山村・春野町との合併により、本市では、都市部、中山間地域、田園地域のそれぞれで特色ある農業が展開されており、農業産出額は約127億円(第53次高知農林水産統計年報(平成18~19年)と県内一を誇っています。今後一層の農業振興を図るため、農業の基盤整備を推進し生産高を高めるとともに、外貨を稼ぐ「地産外商」の農業と、地域で産出した農産物を地域で消費する「地産地消」の農業をバランスよく進めます。また、農業の担い手の確保と育成に努めるとともに、地域特色を活かした農業や環境に配慮した農業など、特色ある取組を推進していきます。							
款	06 農林水産業費	政策	02 大地の恵みを活かす農業の振興									
項	01 農業費	施策	04 地域特性を活かす特色ある農業の展開									
目	03 農業振興費	区分	04 有害鳥獣対策									

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		法定受託事務
県条例・規則・要綱等		高知県鳥獣被害緊急対策事業費補助金交付要綱		
市条例・規則・要綱等		高知市鳥獣被害緊急対策事業費補助金交付要綱・高知市イノシシ捕獲報償金交付要綱		
その他(計画、覚書等)		高知市鳥獣被害防止計画		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市鳥獣被害対策協議会、有害鳥獣(イノシシ)捕獲者		
意図	どのような状態にしていくのか	有害鳥獣による農林水産物への被害軽減及び市民が安心して生活できる環境の保全を図る。		
手段	事業実施体制等	・高知市鳥獣被害対策協議会 ・農作物被害が発生した際には、有害鳥獣捕獲許可を行う。		事業開始年度 平成16年度
				事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	[高知市鳥獣被害対策協議会] ・イノシシやカラス等の捕獲檻の購入、貸出し及び被害防止活動 [報償金] ・禁猟期における有害鳥獣(イノシシ)捕獲報償金の支給		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	対象鳥獣の捕獲計画	対象鳥獣の捕獲計画(イノシシ200頭、カラス230羽)	
	B			
	C			

4 事業の実績等

			20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(計画)	備考欄
成果指標	A	対象鳥獣の捕獲計画	目標	イノシシ200、カラス230	イノシシ200、カラス230	イノシシ200、カラス230	
		実績	イノシシ181、カラス233	イノシシ160、カラス283	イノシシ397、カラス234		
	B	目標					
		実績					
C	目標						
	実績						
投入コスト	① 事業費	決算額(千円)	1,192	786	1,614	2,040	[県補助率] 平成22年度まで1/3 平成23年度から1/2 決算額は、協議会への補助金とイノシシの報償金の合計額です。報償金制度は、21年度からのため、20年度の支出はありません。
		財源内訳					
		国費(千円)					
		県費(千円)	396	261	537	1,020	
		市債(千円)					
		その他(千円)					
	一般財源(千円)	796	525	1,077	1,020		
	翌年度への繰越額(千円)						
	② 概算人件費等	人件費等(千円)	2,750	2,750	3,300	2,750	
		正規職員(千円)	2,750	2,750	3,300	2,750	
		その他(千円)					
		人役数(人)	0.50	0.50	0.60	0.50	
		正規職員(人)	0.50	0.50	0.60	0.50	
その他(人)							
総コスト=①+②(千円)		3,942	3,536	4,914	4,790		
市民1人当たりコスト(円)		12	10	14		総コスト/年度末人口	
年度末住民基本台帳人数(人)		340,695	339,714	339,130			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

本事業は、農作物への被害を及ぼす有害鳥獣に対し、捕獲を行ってその拡大防止を図るものであるが、鳥獣の生息環境の悪化に伴い、市街地への出没が見られるようになり、現行の許可制度では十分な対応ができないことから、警察や市環境部局、県鳥獣対策課等関係機関の連携強化が必要となっている。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 23 年 8 月 31 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	5.0	本事業は、農業耕作者等の生産意欲を高めるとともに本市総合計画第1次実施計画に掲げる「有害鳥獣対策」の趣旨に合致している。 有害鳥獣による農地等の被害面積は増加傾向にあり、また農業者や農協から有害鳥獣対策に対する要望が非常に高くなっている。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	A		
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	B	4.0	イノシシの捕獲実績は、対前年度比248%となり、目標に対しても、イノシシ199%、カラス102%を達成、被害の大幅な拡大を防ぐことができた。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A		
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	高知市鳥獣被害対策協議会の構成メンバーは、各地区の集落の代表者、関係機関（市・農業者・狩猟者）で組織されている。 狩猟者は、県から狩猟免許のわな・鉄砲等の免許取得者であり、既に民間の協力により事業が実施されている。 イノシシ捕獲報償金については、捕獲にかかる経費に対しコスト割れしているとの指摘があり、H23年度から増額を図った。 今後、農業被害状況によっては捕獲対象鳥獣の拡大の検討を行う。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A		
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	受益者は被害農家だけでなく、周辺農地への被害拡大を防ぐことができ、公平性は保たれている。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合点	19.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 2 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	農作物等が鳥獣被害を受けないよう今後も継続して進め、農家の生産意欲や所得向上を図る必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項